

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課及び葵区地域総務課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この公告の日から 4 月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成 27 年 11 月 12 日

静岡市長 田辺 信宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社大丸松坂屋百貨店 松坂屋静岡店
静岡市葵区御幸町 10 番地の 2
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株式会社大丸松坂屋百貨店
東京都江東区木場二丁目 18 番 11 号
代表取締役 好本 達也
- 3 変更事項
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する届出書類に示すとおり）
(変更前) 417 台
(変更後) 317 台
- 4 変更年月日
平成 28 年 6 月 1 日
- 5 届出年月日
平成 27 年 10 月 30 日